

○長泉町中小企業産業財産権取得補助金交付要綱		平成24年3月23日告示第17号
改正		
平成26年12月24日告示第75号		
平成29年11月13日告示第100号		
令和元年8月27日告示第23号		
令和元年9月26日告示第31号		
令和7年3月10日告示第39号		
長泉町中小企業産業財産権取得補助金交付要綱		
(趣旨)		
第1条 町長は、中小企業の技術、新製品等の開発を促進するとともに、その保護を図るため、産業財産権を取得した町内の中小企業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則(昭和54年長泉町規則第10号)及びこの要綱の定めるところによる。		
(定義)		
第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
(1) 産業財産権 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。		
(2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定するものをいう。		
(補助対象者)		
第3条 補助金の交付の対象となるものは、産業財産権を取得した中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。		
(1) 町内に本社又は主たる事業所を有すること。		
(2) 町税等を完納していること。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りでない。		
(3) 同一年度に、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。		
(4) 同一の産業財産権について、他の同種の補助を受けていないこと。		
(補助対象経費)		
第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、中小企業者が産業財産権を取得するために行った出願に要する経費で、次に掲げるものとする。		
(1) 出願料		
(2) 出願審査請求料		
(3) 登録料		
(4) 弁理士手数料		
(5) 先行技術調査料		
(補助金の額)		
第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じた額(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。		
2 産業財産権の取得に当たり共同出願を行った場合の補助金の額は、補助対象経費の負担割合により按分し、それぞれの補助金の額を決定する。		
(交付の申請)		
第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、産業財産権を取得した日から90日以内に、長泉町中小企業産業財産権取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。		
(1) 願書及び出願の内容がわかる書類の写し		
(2) 補助対象経費に係る領収書の写し		
(3) 産業財産権を取得したことがわかる書類の写し		
(4) 町税の納税証明書		
(交付の確定)		
第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付額を確定し、長泉町中小企業産業財産権取得補助金交付確定通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。		
(補助金の請求)		
第8条 申請者は、前条の確定通知書を受領した日から起算して10日以内に、長泉町中小企業産業財産権取得補助金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。		
(交付)		
第9条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。		
(委任)		
第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。		
附 則		
(施行期日)		
1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。		
(失効)		
2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条の規定に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。		
附 則(平成26年12月24日告示第75号)		
この告示は、公示の日から施行する。		
附 則(平成29年11月13日告示第100号)		

この告示は、公示日から施行する。

附 則（令和元年8月27日告示第23号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規程は公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月26日告示第31号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和7年3月10日告示第39号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は公示の日から施行する。
